

下水道のしおり



あんしんなまち かすがいのくらしを支える うすい整備

快適なくらしのえんの下の力持ち おすい整備

春日井市上下水道部

令和8年度

目次

◆ 下水道の役割	1
◆ 下水道のしくみ	2
◆ 下水道本管と宅内排水設備	3
◆ 公共下水道が整備されたら必ず接続を	4
◆ 下水道の利用開始までの流れ	6
◆ 下水道工事について	7
◆ 汚水接続ますの設置	10
◆ 宅内排水設備工事の手順	11
◆ 水洗便所改造資金貸付制度	16
◆ 受益者負担金制度	17
◆ 下水道使用料	20
◆ 私たちの下水道を大切に	22
◆ よくある質問	
下水道計画について	24
公共下水道工事について	25
汚水接続ます設置について	27
宅内排水設備工事について	30
指定工事店について	33
水洗便所改造資金貸付制度について	35
受益者負担金について	36
下水道使用料について	44
◆ お問い合わせ先	45

下水道の役割

春日井市では、快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまちをめざして、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道は、公共用水域*の水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の軽減を始め、快適な生活環境を保持していくうえで大きな役割を担っています。

また、公共下水道は、より多く使用することで効果を発揮できる公共施設ですので、美しい水環境を次の世代に引き継いでいくためにも下水道への早期接続にご協力をお願いします。

なお、下水道工事の間中は、ご迷惑をお掛けしますが、早期整備に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

<h3>快適な暮らし</h3> <p>公共下水道が整備されると、トイレや台所の水など生活系排水を污水本管へ流すことができます。</p> 	<h3>安全な暮らし</h3> <p>集中豪雨などで道路や庭に降った雨は、雨水本管を通過して河川へすみやかに流れるため、浸水被害を軽減することができます。</p> 
<h3>きれいな生活環境</h3> <p>側溝等の身近な場所で、不衛生な汚水が溜まらなくなり、蚊やハエなどの発生が軽減され、悪臭もなくなります。</p> 	<h3>美しい自然環境</h3> <p>家庭や事業所から排出された汚水は、浄化センターできれいな水に浄化され、河川へ放流します。その結果、魚など多くの生物が棲むことのできる河川へとよみがえらせることができます。</p> 

**下水道が
できると**

※ 公共用水域

河川や湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、その水域に接続する公共溝きょや灌漑用水路その他公共の用に供される水路

下水道のしくみ

下水道には「分流式」と「合流式」があります。

分流式とは

汚水と雨水をそれぞれ別々の管きよで排除する方法

合流式とは

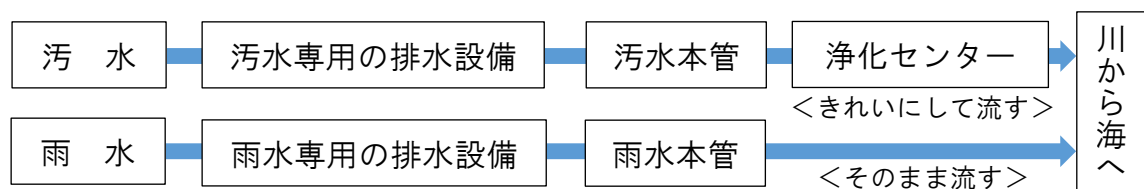
汚水と雨水を同一の管きよに集めて排除する方法

春日井市の下水道は汚水と雨水をそれぞれ別々の管きよで排除する「分流式」を採用しています。

汚水は、汚水本管を通り、浄化センター※まで流れていき、汚れを食べたり吸着したりする微生物の働きにより水を浄化し、きれいな水となります。きれいになった水は、川に流し、海へと流れていきます。

雨水は、水路や雨水本管を通り、そのまま川から海へと流れていきます。

分流式下水道の正しい使い方（汚水と雨水は別々に）



春日井市は、「**分流式**」を採用しています。

雨水は絶対に汚水本管に流さないようにしましょう。

※ 浄化センター 市内には次の3つの浄化センターがあります。

高蔵寺浄化センター（所在地：気噴町6丁目1番地5）

勝西浄化センター（所在地：御幸町2丁目1番地1）

南部浄化センター（所在地：松河戸町1丁目1番地1）

下水道本管と宅内排水設備

下水道は公共下水道と宅内排水設備の2つの施設からできています。

公共下水道

公共下水道とは、家庭から排出される汚水を処理するための一連の施設のことで、汚水接続ますや公道内の下水道本管やポンプ場、浄化センターなどをいいます。

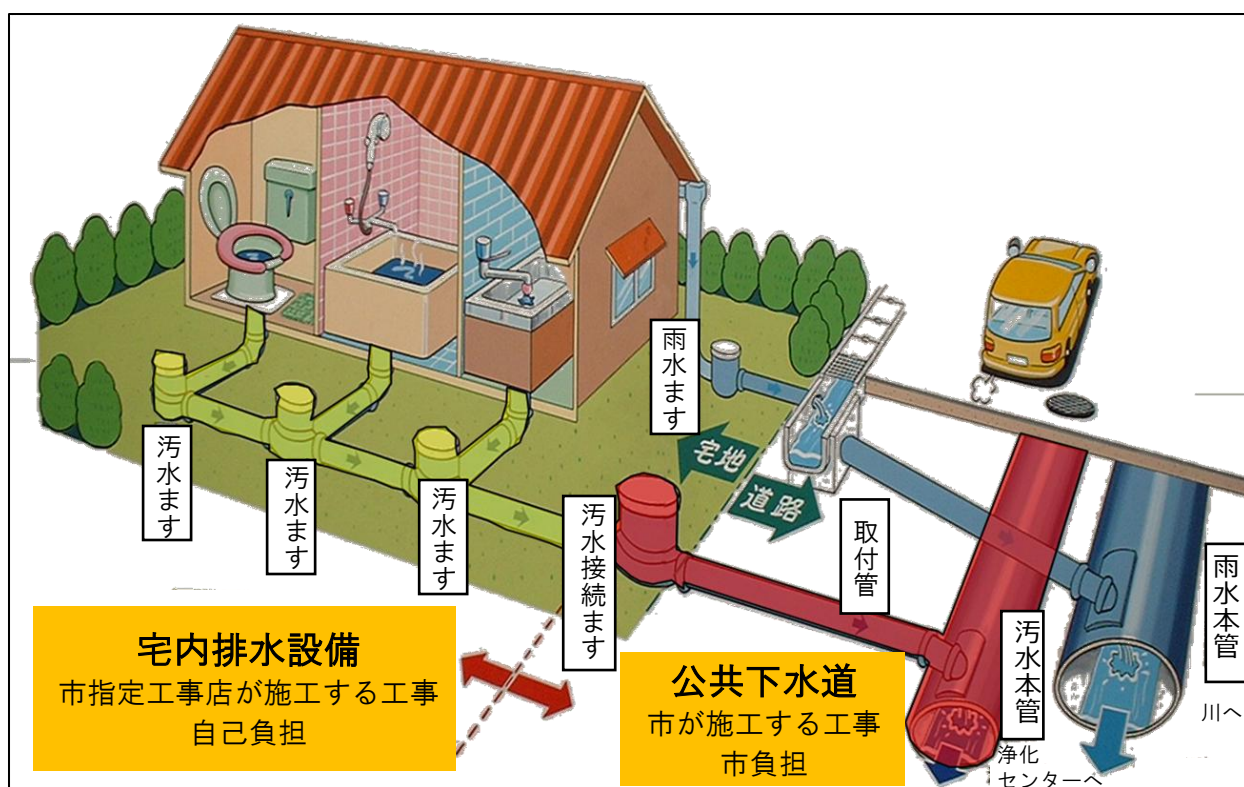
なお、下水道本管には、汚水を浄化センターまで流す汚水本管と、雨水を川へ流す雨水本管があります。

宅内排水設備

宅内排水設備とは、家庭や事業場などで発生した汚水を汚水接続ますに流すための排水設備のことで、事業場内の除害施設*も含みます。

汚水本管布設工事の後に自己負担で設置していただくことになります。

※ 事業場内（工場等）で水質基準値を超えた排水を処理し、公共下水道へ排出するための施設です。



ますの役目

汚水ます … 排水管の点検や、詰まった場合の掃除口です。

汚水接続ます… 宅内排水設備と汚水本管をつなぐ役目をしており、取付管や汚水本管が詰まった場合の掃除口です。

公共下水道が整備されたら必ず接続を

公共下水道が整備され、浄化センターで処理できる区域を「排水区域」といい、建物所有者には次のことが法律や条例により義務付けられています。

各家庭から出す、風呂・台所・トイレなどの汚水を公共下水道（汚水本管）に流すための宅内排水設備工事を行わなければなりません。

浄化槽は**1年以内**に接続を

公共下水道に切り替えると、家庭から出る汚水は浄化センターで処理されるので、浄化槽は必要なくなります。浄化槽は速やかに廃止して、公共下水道へ接続しましょう。なお、建物所有者には公共下水道に流入させるために必要な排水設備の設置が義務づけられています。

【下水道法第10条・春日井市下水道条例施行規程第10条の2】

台所・風呂場・洗濯機からの排水も汚水本管へ

現在、台所等の排水を道路側溝などに流している場合、遅滞なく、公共下水道に流すよう宅内の排水設備を設置することが義務づけられています。

【下水道法第10条】



くみ取り便所の水洗化は**3年以内**に

くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に公共下水道へ直接流す水洗トイレに改造することが義務づけられています。

【下水道法第11条の3】



雨水は道路側溝等から雨水本管へ

雨水と汚水を一緒に汚水本管へ流すと、大雨などの場合に浄化センターに大量の水が流れ込み、負担をかけることになり、浄化センターの処理能力も低下することになります。

雨水は、従来の道路側溝等へ流して汚水本管には接続しないでください。

排水区域内のすべての家庭が下水道への接続を済ませ、正しく維持・管理されて、はじめて下水道はその効果を発揮します。汚水を側溝へ流さないというマナーを守り、協力し合って良好な地域環境をつくり、快適な生活ができるようにしましょう。

～下水道が整備されると～



下水道の利用開始までの流れ

公共下水道事業説明会※の開催



- ・新たに下水道を整備する区域内の皆様を対象に、公共下水道事業に関するしおりや質問票などを送付するとともに、説明会を開催します。

汚水接続ます設置申請書の提出



- ・汚水本管布設工事に併せて、敷地内に汚水接続ますを設置するため、汚水接続ます設置申請書の提出をしていただきます。

汚水本管布設工事・汚水接続ます設置



- ・下水道整備工事期間中に市が施工します。
- ・汚水接続ますの設置位置を決定するため、市からの発注を請け負った施工業者から連絡し、立会いをしていただきます。

公共下水道事業（受益者負担金制度・排水設備工事等）個別相談会※の開催



- ・新たに下水道事業受益者負担金を賦課する区域内の皆様を対象に、受益者負担金制度や排水設備工事に関するしおりや質問票などを送付するとともに、個別相談会を開催します。

供用開始（公共下水道を使用可能として告示した日）



受益者負担金

- ・受益者申告書の提出
- ・受益者の決定
- ・受益者負担金納付通知書の発送
- ・納付（分割又は一括納付）

- ・下水道が供用開始された区域に土地を所有している方等（受益者）に、下水道事業受益者負担金を納めていただきます。（17頁参照）

※説明会・個別相談会は、諸般の事情により中止させていただく場合があります。

宅内排水設備工事

（工事の前に排水設備工事計画確認申請書を市に提出）



- ・家屋所有者等の使用者が指定工事店へ依頼してください。
- ・工事を行う場合は、貸付制度を利用することができます。（16頁参照）

排水設備工事の完了



- ・市が排水設備の完了検査を行います。

下水道使用料納付

- ・下水道を利用されますと使用水量に応じて使用料がかかります。（20頁参照）

下水道工事について

市が行う工事

○汚水本管及び雨水本管布設工事

汚水本管とは、家庭などから出された汚水を浄化センターまで排水する管です。

雨水本管とは、道路側溝等から集めた雨水を川へ放流する管です。



○汚水接続ます設置

汚水接続ます（以下「接続ます」）とは、汚水本管に接続する取付管に宅内の排水設備を接続する「ます」です。道路との官民境界から50cm以内の場所に設置します。希望する設置位置を「汚水接続ます設置申請書」※に記入し市へ提出してください。汚水本管布設工事と併せて施工します。

※「汚水接続ます設置申請書」の記載は、10頁をご覧ください。

使用者で行っていただく工事

○宅内排水設備工事

宅内排水設備は使用者負担で設置していただき、維持管理も各自で行っていただきます。必ず市が指定した「春日井市排水設備指定工事店（以下、指定工事店）」に依頼してください。

工事が不完全だと、宅内の排水設備が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。このため、市は排水基準に合った設備を適切に施工するために必要な技術と知識を習得している指定工事店を指定しています。

建物や敷地の状況、工事の規模などによって工事費は異なりますので、指定工事店とよくご相談ください。



その他

○保留ます制度

下水道整備工事時点において、宅地化が困難（未接道地等）なため接続ますを設置できない場合等に、申請により接続ますの設置を保留とする制度です。

○私道敷の公共下水道について

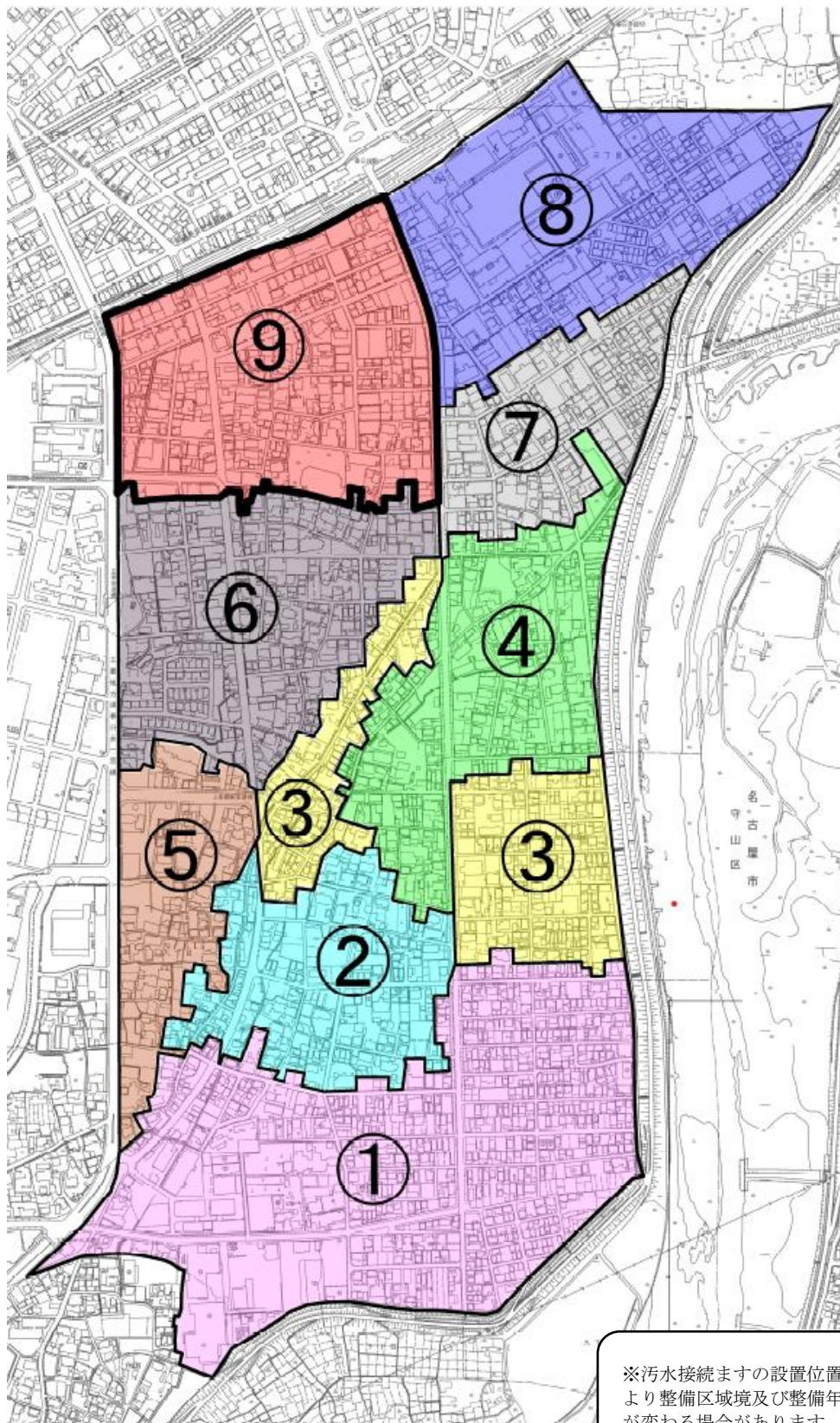
公共下水道の接続促進を図るため、一定の要件を満たしている私道については、申請により市が汚水本管を布設する制度を設けています。

詳しくはお問い合わせください。

（下水建設課 工事担当 TEL 0568-85-6356）

下水道整備(工事)年度について

南部処理区上条地区の下水道整備年度については、次のとおりとなります。



※汚水接続ますの設置位置により整備区域境及び整備年度が変わる場合があります。

【 整備予定年度等一覧表 】

	整備地域 (該当町名等)	下水道整備 (工事) 年度	受益者負担金 賦課年度	供用開始 年月日
①	上条町7丁目の一部、上条町8丁目の一部 上条町9丁目、上条町10丁目の一部 下条町字寺西、下条町字東本の一部 下条町字寺前の一部、下津町字北島の一部	平成30年度 ～ 令和元年度	令和元年度	平成31年 3月末日
②	上条町6丁目の一部 上条町8丁目の一部	令和元年度	令和2年度	令和2年 3月末日
③	上条町4丁目の一部、上条町5丁目の一部 上条町6丁目の一部、上条町7丁目の一部 上条町8丁目の一部	令和2年度	令和3年度	令和3年 3月末日
④	上条町5丁目の一部、上条町6丁目の一部、 上条町7丁目の一部、上条町8丁目の一部	令和3年度	令和4年度	令和4年 3月末日
⑤	上条町6丁目の一部、上条町8丁目の一部 上条町10丁目の一部	令和4年度	令和5年度	令和5年 3月末日
⑥	上条町2丁目の一部、上条町4丁目の一部 上条町6丁目の一部、王子町の一部	令和5年度	令和6年度	令和6年 3月末日
⑦	上条町3丁目の一部、上条町5丁目の一部	令和6年度	令和7年度	令和7年 3月末日
⑧	上条町3丁目の一部、小木田町字十七の一部 ※⑨の一部も工事をしますが、受益者負担金賦課年度 及び供用開始年月日は⑨と同じとなります。	令和7年度	令和8年度	令和8年 3月末日
⑨	上条町1丁目の一部、上条町2丁目の一部 上条町4丁目の一部、弥生町字山ノ前的一部分	令和8年度	令和9年度	令和9年 3月末日 (予定)

汚水接続ますの設置

汚水接続ますの設置にあたり、市では、必要な事項を「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」として定め、公共下水道事業を円滑に進めることとしています。

汚水接続ます

直径20cm、深さ約1m、塩化ビニル製

汚水接続ますの設置場所

道路境界より50cm以内の位置

汚水接続ますの設置個数※

※設置条件などには例外規定があります。
29頁も参考に御確認下さい。

- ・住宅のある土地 1宅地につき1個（面積が500㎡を超えない場合）
- ・更地の場合 1筆につき1個（面積が500㎡を超えない場合）
- ・面積を500㎡で除した数を上限として設置可能（小数点以下を切り上げた個数）

汚水接続ます設置申請書の記載例

<p>486-8686 ◇◇町 ◇丁目◇◇番地 春日井 太郎 様</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">申請地</th> </tr> <tr> <td colspan="4">○○町 ○丁目○○番地</td> </tr> <tr> <td>所有者番号</td> <td>123456789</td> <td>地積</td> <td>1,234.50 ㎡</td> </tr> <tr> <td>申請地の現況</td> <td>更地</td> <td>建物付</td> <td>汲み取り 浄化槽(し尿単独・合併)</td> </tr> </table>	申請地				○○町 ○丁目○○番地				所有者番号	123456789	地積	1,234.50 ㎡	申請地の現況	更地	建物付	汲み取り 浄化槽(し尿単独・合併)				
申請地																					
○○町 ○丁目○○番地																					
所有者番号	123456789	地積	1,234.50 ㎡																		
申請地の現況	更地	建物付	汲み取り 浄化槽(し尿単独・合併)																		
<p>汚水接続ますの設置を、見取図の位置に申請します。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">申請者</th> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>春日井市 烏居松町 5丁目 44番地</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>春日井 二郎(※土地の使用者)</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>TEL: ○○○○-○○-○○○○</td> </tr> <tr> <th colspan="2">土地所有者</th> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>春日井市 ◇◇町 ◇丁目 ◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>春日井 太郎</td> </tr> </table>	申請者		住所	春日井市 烏居松町 5丁目 44番地	氏名	春日井 二郎(※土地の使用者)	連絡先	TEL: ○○○○-○○-○○○○	土地所有者		住所	春日井市 ◇◇町 ◇丁目 ◇◇番地	氏名	春日井 太郎	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">見取図</td> <td style="width: 20%;">方位 N</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>50cm以内で希望される距離を記入してください。</p> <p>敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。</p> </td> </tr> </table>	見取図	方位 N			<p>50cm以内で希望される距離を記入してください。</p> <p>敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。</p>	
申請者																					
住所	春日井市 烏居松町 5丁目 44番地																				
氏名	春日井 二郎(※土地の使用者)																				
連絡先	TEL: ○○○○-○○-○○○○																				
土地所有者																					
住所	春日井市 ◇◇町 ◇丁目 ◇◇番地																				
氏名	春日井 太郎																				
見取図	方位 N																				
<p>50cm以内で希望される距離を記入してください。</p> <p>敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。</p>																					

「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」は、市のホームページでご確認ください。

宅内排水設備工事の手順

工事は、春日井市排水設備指定工事店で

工事は、市が指定した春日井市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」）でないとできません。工事をする時は、必ず指定工事店で施工してください。（春日井市下水道条例第8条）

見積書の依頼

工事の契約をする前に、指定工事店と工事の内容を確認し、見積書（できるだけ複数）の内容をよく確認してください。

見積料や出張料が発生する場合がありますので、前もって指定工事店にお問い合わせください。



工事の契約及び申請

宅内排水設備工事は、指定工事店でなければ施工ができません。また、建物の増改築の工事と同様に、宅内の排水設備は私有物となりますので、工事契約は、皆様方と指定工事店との間で行ってください。また、工事内容を確認のうえ、必ず契約書を交わしてください。



指定工事店と契約をしていただいたあと、排水設備工事計画確認申請書を提出してください。

なお、申請に係る書類に記入押印するときは、内容をよく確認してください。

水洗便所改造資金貸付制度を利用される場合は、工事の契約と一緒に指定工事店に申し出てください。

注1：市に申請する際に計画審査手数料として 500 円、工事完了検査手数料として 1,000 円が必要です。【春日井市下水道条例第 20 条】

注2：排水設備工事計画確認申請を行わずに工事をしますと、無断接続工事となりますので、ご注意ください。

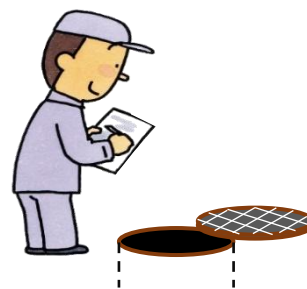
注3：無断接続工事が発覚した場合、下水道使用料は下水道へ接続した日へ遡って請求を行います。（最長5年）



工事の完了検査

宅内排水設備工事が完了し、完了届が提出されますと、市の担当者が工事の完了検査に伺います。

完了検査は、原則申請者と施工をした指定工事店の責任技術者の立会いをお願いします。どうしても都合がつかないときは、事前に責任技術者と立会い、契約内容と工事内容が正しいか確認してください。検査の日程は指定工事店に通知します。



まずは指定工事店にご相談ください。

- 宅内排水設備工事は指定工事店でないとできません。

(春日井市下水道条例第8条)

必ず指定工事店であることを確認してください。

- 指定工事店以外の業者等が排水設備工事を行うと法令違反となり、無断接続となります。また、貸付制度が受けられません。
- 無断接続工事が発覚した場合、下水道使用料は下水道へ接続した日へ遡って請求を行います。(最長5年)
- 最新の指定工事店は、市のホームページで確認できます。

(ページID 1021925)



春日井市排水設備指定工事店一覧

令和8年2月1日現在

番号	事業所所在地		指定工事店名	電話番号	
1	あ 行	明知町 春日井市明知町789番地	合同会社アールエムエス	0568-70-9055	
2		朝宮町 春日井市朝宮町1丁目21番地13	荒川設備工業	0568-82-6882	
3			株式会社日光設備	0568-34-3880	
4		浅山町 春日井市浅山町3丁目1311番66	株式会社池田産業 春日井支店	0568-87-3888	
5		味美上ノ町 春日井市味美上ノ町1943番地の1	株式会社岡田設備	0568-31-1931	
6		穴橋町 春日井市穴橋町字山本1488番地	株式会社秋吉組	0568-81-6710	
7		岩成台 春日井市岩成台9丁目15番地14	市川興業有限会社	0568-91-1629	
8		王子町 春日井市王子町10番地6	アースメイク株式会社	0568-37-4522	
9		大留町 春日井市大留町7丁目6番地22	株式会社高座組	0568-51-0727	
10		小木田町 春日井市小木田町267番地1	セントラル工業株式会社	0568-84-1550	
11		押沢台 春日井市押沢台4丁目8番地5	トウワ設備工事	0568-92-7130	
12	か 行	気噴町 春日井市気噴町北2丁目118番地	本間建設株式会社	0568-97-3863	
13		柏井町 春日井市柏井町5丁目288番地ロイヤルマンション柏井101	住まいる住設	0568-85-0486	
14		勝川町 春日井市勝川町3丁目51番地	成瀬工業株式会社 春日井営業所	0568-31-8997	
15		上田楽町 春日井市上田楽町2635番地の1	小川興業株式会社	0568-82-2804	
16		上ノ町 春日井市上ノ町1丁目8番地	木野瀬水道	0568-32-3697	
17		下条町 春日井市下条町741番地	大協建設株式会社	0568-81-4456	
18		高蔵寺町 春日井市高蔵寺町2丁目49番地	有限会社小林管工業所	0568-51-0824	
19			春日井市高蔵寺町4丁目16番地の49	水野土木株式会社	0568-51-0039
20			春日井市高蔵寺町北1丁目120番地	川地設備工業	0568-51-4666
21	さ 行	春日井市篠木町1丁目40番地	河口建設株式会社	0568-81-8911	
22		春日井市篠木町1丁目43番地	合資会社青山建材店	0568-81-3116	
23		春日井市篠木町2丁目1310番地の224	株式会社ウカイ設備	0568-81-2905	
24		春日井市篠木町6丁目1番地1	株式会社イナガキ住設	0568-93-6095	
25		春日井市篠木町7丁目36番地5	株式会社吉田設備	0568-83-3285	
26		下市場町 春日井市下市場町4丁目5番地11	大沢工業株式会社	0568-41-9821	
27	上条町 春日井市上条町2丁目92番地	流石株式会社	0568-85-0775		
28	白山町 春日井市白山町3丁目1番地9	中部水道株式会社	0568-52-1523		
29		春日井市白山町4丁目7番地15	イチダイ設備株式会社	0568-44-2441	
30	神領町 春日井市神領町3丁目1番地22	株式会社玉名建設	0568-52-9511		
31	た 行	鷹来町 春日井市鷹来町4930番地の4	名林建設株式会社	0568-84-0182	
32		高山町 春日井市高山町3丁目17番地の12	伊藤設備	0568-32-8461	
33		知多町 春日井市知多町3丁目165番地	若狭建工業株式会社	0568-31-5233	
34		中央通 春日井市中央通2丁目61番地プリンスハイツ中央通1003	ブラミング設備合同会社	0568-84-8084	
35		出川町 春日井市出川町2丁目21番地の17	親和設備株式会社	0568-51-1092	
36		鳥居松町 春日井市鳥居松町4丁目32番地	株式会社松浦組	0568-84-3111	
37			春日井市鳥居松町6丁目27番地	株式会社林工業	0568-81-8000
38			春日井市鳥居松町6丁目192番地の7	株式会社保坂工業所 春日井支店	0568-58-1400
39			春日井市鳥居松町7丁目53番地	丸水設備株式会社	0568-81-2428
40	な 行	中野町 春日井市中野町2丁目24番地の15	株式会社平野設備工業所 春日井営業所	0568-31-6783	
41	西山町 春日井市西山町4丁目7番地の9	株式会社下原水道工務店	0568-83-3400		
42	は 行	八光町 春日井市八光町5丁目19番地	株式会社井藤	0568-34-1126	
43		八田町 春日井市八田町3丁目2番地の14	株式会社立華設備工業	0568-84-2866	
44		東野町 春日井市東野町4丁目12番地24	弘和住設有限会社	0568-84-8887	
45			春日井市東野町5丁目22番地9	株式会社KURIA	0568-70-2810
46			春日井市東野町7丁目3番地13	藤工業株式会社 春日井営業所	0568-84-2052
47			春日井市東野町西3丁目11番地16	有限会社中央水道	0568-82-7605
48		藤山台 春日井市藤山台7丁目2番地7	株式会社西条土木	0568-94-5525	
49		二子町 春日井市二子町2丁目16番地の12	株式会社サンコーエンジニア	0568-31-5237	
50		細木町 春日井市細木町2丁目99番地	株式会社SERENS	0568-36-8522	
51		ま 行	春日井市前並町1丁目4番地の18	交芳建設株式会社	0568-33-1625
52	春日井市前並町3丁目4番地の12		家田設備株式会社	0568-31-3350	
53	町屋町 春日井市町屋町3616番地の20		有限会社中部設備工業	0568-84-9322	
54	松河戸町 春日井市松河戸町4丁目7番地6		株式会社長谷川工務店	0568-81-5455	

番号	事業所所在地		指定工事店名	電話番号
55	ま 行	美濃町 春日井市美濃町1丁目165番地1	ハウスメディック有限会社	0568-93-6600
56		妙慶町 春日井市妙慶町2丁目119番地	株式会社本間工業	0568-32-1607
57		桃山町 春日井市桃山町1丁目65番4	三晃工業株式会社	0568-81-7478
58		森山田町 春日井市森山田町30番地	有限会社ヨコヤマ	0568-33-3003

春日井市外

番号	事業所所在地		指定工事店名	電話番号	
1	熱田区	名古屋市熱田区古新町2丁目91番地	DAISUI株式会社	052-681-6019	
2		名古屋市熱田区波寄町2番27号	真野工業株式会社	052-884-3111	
3	北区	名古屋市北区喜惣治2丁目15番地の1	株式会社共立ハウス設備	052-903-1055	
4		名古屋市北区清水3丁目15番18号	株式会社オーケテック	052-325-3307	
5		名古屋市北区福徳町6丁目9番地の4	株式会社システムケイ	052-938-4812	
6	昭和区	名古屋市昭和区福江1丁目11番5号	株式会社大同施設工業	052-872-4781	
7		名古屋市昭和区前山町2丁目2番地	有限会社豊国施設	052-761-7529	
8	千種区	名古屋市千種区桜が丘226番地	株式会社三東	052-782-2322	
9		名古屋市千種区高見1丁目18番9号	協立設備工業株式会社	052-751-2004	
10		名古屋市千種区天満通2丁目8番地	株式会社前田工業	052-721-5368	
11	天白区	名古屋市天白区笹原町1010番地	株式会社藤本設備	052-846-7200	
12	中村区	名古屋市中村区横井1丁目58番地	日新工業株式会社	052-412-6060	
13	西区	名古屋市西区上橋町103番地	株式会社ダイワプランニング	052-504-6180	
14		名古屋市西区花の木2丁目13番1号	株式会社加藤設備事務所	052-888-5830	
15		名古屋市西区野南町126番地の2	黒柳工業株式会社	052-501-1031	
16		名古屋市西区平出町134番地ジュネス平出1F	株式会社クラシアン 名古屋支社	052-504-9811	
17	東区	名古屋市東区大幸1丁目3番27号	株式会社サッポロエンジニアリング	052-722-6181	
18	瑞穂区	名古屋市瑞穂区洲山町1丁目57番地1	株式会社フジコー	052-853-2717	
19	港区	名古屋市港区津金2丁目11番28号	株式会社FINE	052-653-6383	
20		名古屋市港区中川本町6丁目1番地の67	株式会社なないろ設備	052-655-4485	
21		名古屋市港区六軒家1431	株式会社パイプマン	052-398-5225	
22	南区	名古屋市南区五条町2丁目1番地の163	有限会社中島管工所	052-691-5570	
23		名古屋市南区鶴里町3丁目11番地	中衛工業株式会社	052-811-8111	
24		名古屋市南区元桜田町20番地の1	児玉設備工業株式会社	052-821-5318	
25		名古屋市南区本星崎町字大道392の1 ｼﾞｬｲｺｰﾌﾞ 本星崎701号	アイチECOプロ株式会社	052-693-9211	
26		名東区	名古屋市名東区猪子石1丁目412猪子石第3コーポラス408	K.S.International株式会社	052-737-6576
27		緑区	名古屋市緑区徳重5丁目622番地	有限会社オオタ設備	052-876-6271
28	守山区	名古屋市守山区青葉台503番地	株式会社アズーロエイト	052-739-5824	
29		名古屋市守山区大字中志段味字吉田洞2881番地	寺沢工業	052-736-5306	
30		名古屋市守山区小幡太田15番20号	GROWTH株式会社	052-797-9188	
31		名古屋市守山区小幡南1丁目2番10号サンハイツ小幡502号	アズドラ株式会社	052-768-7020	
32		名古屋市守山区大森5丁目1114番地	矢田川建設株式会社	052-798-1180	
33		名古屋市守山区桔梗平1丁目2204番地	小幡設備	052-736-9310	
34		名古屋市守山区吉根1丁目1712番地	有限会社酒井設備	052-739-1555	
35		名古屋市守山区桜坂5丁目519番地	株式会社SEZBY	052-736-9636	
36		名古屋市守山区新守西2003番地	有限会社富田設備	052-791-4676	
37		名古屋市守山区森孝東2丁目207番	愛菜設備	052-725-9551	
38		名古屋市守山区藪田町1108番地	株式会社創建	052-798-5245	
39	愛西市	愛西市戸倉町中屋敷39番地の2	株式会社タツダ	0567-28-3332	
40		愛西市町方町西祖父池24番地3	有限会社ユニバース	0567-55-9169	
41		愛西市日置町上川田102番地	佐藤配管株式会社	0567-24-4825	
42	海部郡	海部郡大治町大字砂子字山ノ前763番地の1	アスカ設備株式会社	052-444-3383	
43		海部郡蟹江町大字須成字市場1331番地	株式会社石原水道	0567-95-0516	
44		海部郡蟹江町学戸4丁目6番地	有限会社岡田工業	0567-95-8683	
45	あま市	あま市上萱津北ノ川3丁目2スベリア甚目寺II北館1012号室	株式会社水幸 愛知営業所	052-441-3320	
46		あま市甚目寺桑丸45番地2	有限会社ウサミ維持管理センター	052-442-0462	
47	一宮市	一宮市開明字西上免10	株式会社三栄建設	0586-82-3227	
48		一宮市木曾川町外割田字孫兵衛池103番地	有限会社ハッピー住設サービス	0586-87-5450	
49		一宮市高田字前田56	株式会社愛水設備	0586-82-5071	

番号	事業所所在地		指定工事店名	電話番号
50	犬山市	犬山市字上ノ田23番地1	熊崎設備株式会社	0568-67-5571
51		犬山市字巾廻り30番地の2	株式会社水野設備	0568-67-2534
52		犬山市字山神68番地1	共立水道株式会社	0568-67-0844
53		犬山市大字前原字北中根3番地2	株式会社城東設備	0568-65-1227
54		犬山市上坂町4丁目18番地	丹羽設備	0568-61-7775
55		犬山市羽黒栄四丁目3番地1	株式会社イトウ	0568-65-7208
56	岩倉市	岩倉市大市場町郷廻234番地	株式会社丹羽工務店	0587-66-0550
57	尾張旭市	尾張旭市新居町下切戸1246番地9	株式会社神田	0561-53-1685
58		尾張旭市井田町4丁目83番地	株式会社クアトロ	0561-76-7676
59		尾張旭市桜ヶ丘町3丁目15番地	有限会社ステップ	0561-55-4533
60		尾張旭市庄南町4丁目3番地1	有限会社ひまわり設備	052-768-7510
61		尾張旭市緑町緑ヶ丘122番地79	株式会社木葉グループ	0561-58-0941
62	北名古屋	北名古屋石橋角畑157番地1	安くて安心ライト産業 尾張1番店	0120-085-646
63		北名古屋片場六所36番地3	山本設備	0568-22-4673
64		北名古屋鹿田清井古28	三幸工業有限会社	0568-24-0680
65		北名古屋西之保青野24番地	有限会社大永設備	0568-22-8219
66		北名古屋弥勒寺西1丁目80番地	魚住水道有限会社	0568-21-2050
67	北名古屋六ツ師松葉115番地	有限会社佐藤設備	0568-22-5726	
68	江南市	江南市島宮町城23番地	有限会社小田設備	0587-54-6109
69	小牧市	小牧市大字池之内2790番地の2	株式会社伊藤次郎商店	0568-79-8210
70		小牧市大字北外山2163番地7	有限会社大山産業	0568-76-7976
71		小牧市大字野口248番地34	株式会社長沼水道工業所 愛知営業所	0568-64-6813
72		小牧市大字野口1333番地	株式会社井戸田水道店	0568-79-2775
73		小牧市大字東田中字南新田1600番1	株式会社ヤママ住設	0568-77-6985
74		小牧市大字本庄2614番地14	株式会社鍛冶庫商店	0568-79-2978
75		小牧市大字横内252番地	株式会社ビッグマン 小牧営業所	0568-73-0711
76		小牧市久保一色南2丁目199番地	有限会社尾北住設	0568-73-7070
77		小牧市常普請2丁目320番地	有限会社東春管工設備	0568-72-1402
78		小牧市新町1丁目290番地2	株式会社ミナガ	0568-68-8766
79		小牧市新町3丁目360	市原産業株式会社 尾張支店	0568-54-2160
80		小牧市元町3丁目106番地	株式会社和田設備工業	0568-54-3871
81	瀬戸市	瀬戸市川西町2丁目102	株式会社一設備	0561-84-1521
82		瀬戸市北丘町71番8	株式会社大和設備 瀬戸営業所	0561-76-3952
83		瀬戸市共栄通3丁目53番地1	株式会社タナカポンプ	0561-84-3733
84		瀬戸市小空町17番地の1	太光設備株式会社	0561-84-6959
85		瀬戸市品野町4丁目200番地	有限会社東陽設備工業	0561-41-0927
86		瀬戸市城ヶ根町18番地3	有限会社ライフ・オオナカ	0561-84-3859
87		瀬戸市東赤重町2丁目70番地	中部オーケーホーム株式会社	0561-82-6951
88		瀬戸市弁天町83番地	瀬戸ガス水道株式会社	0561-84-8600
89		瀬戸市みずの坂2丁目48	大月工業	0561-48-0993
90		瀬戸市緑町2丁目15番地	憂水設備	0561-42-6223
91	知多郡	知多郡阿久比町大字横松字西側17	HIRO設備株式会社	0569-84-2111
92	津島市	津島市神守町下町131番1	株式会社光設備	0567-31-7662
93		津島市唐臼町西島33番地	株式会社山新設備	0567-31-0427
94		津島市元寺町2丁目40番地	善勝有限会社	0567-22-5200
95		津島市元寺町3丁目21番地2	株式会社菅原設備	0567-24-1743
96	豊明市	豊明市沓掛町金山5	株式会社ウォーター工業	0562-91-3667
97	豊田市	豊田市大林町12丁目12番地10	豊田管工株式会社	0565-28-5148
98		豊田市西岡町保ヶ山46番地3	株式会社三重水道センター	0565-47-8007
99	長久手市	長久手市中池11番地1	株式会社プロスパ	0561-62-1130
100	丹羽郡	丹羽郡扶桑町高雄柳前150番地2	株式会社マサキ設備	0587-75-1411
101	半田市	半田市州の崎町2番95	株式会社愛知テクノス	0569-89-0815
102	みよし市	みよし市打越町上屋敷40番地36	株式会社福岡水道設備	0561-34-3143

水洗便所改造資金貸付制度

下水道処理区域内の皆様が、下水道へ接続する費用を一時的に負担することが困難な場合に、貸付制度を利用することができます。

貸付内容

○対象

供用開始の告示の日から3年以内に改造される方
(相当の理由がある場合は、期間を延長することができます)

○貸付限度額^{※1}

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合

→1件(大便器1設備)につき60万円以内

浄化槽から下水道に切替える場合

→1件(大便器1設備)につき40万円以内

○利息

無利息

○申込時期

改造工事着手前に指定工事店へお申込みください。

(着手後は申込みの受付ができません)



貸付制度の申請者及び連帯保証人の要件

○申請者

- ・家屋の所有者、または家屋所有者に改造工事の承諾を得ている方
- ・市税及び下水道事業受益者負担金を完納している^{※2}方
- ・貸付けを受けた資金の償還能力がある方
- ・次の要件を備えた連帯保証人がいる方

○連帯保証人

- ・独立の生計を営んでいる方
- ・市町村税を完納している^{※2}方

償還の方法

貸付金は、貸付の翌月から口座振替(全48回の月払い)により償還していただきます。口座振替ができない方は、上下水道業務課までご相談ください。

※1 貸付金額は実際の工事費用と比べ、低い金額の貸付(1,000円未満切捨)となります。

※2 納期到来分について未納がないこと

受益者負担金制度

公共下水道は、排出される汚水の安全で安定した処理を行い、水環境を守ることを大きな目的とする重要な施設ですが、その整備には多額の費用を必要とします。

また、公共下水道は、誰もが利用できる道路や公園とは異なり、専ら、整備された地域の方が利益を受けることとなります。そのため、公共下水道の恩恵を受けない地域の方々と負担の公平を保つ上からも、土地所有者の方等に事業費の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。

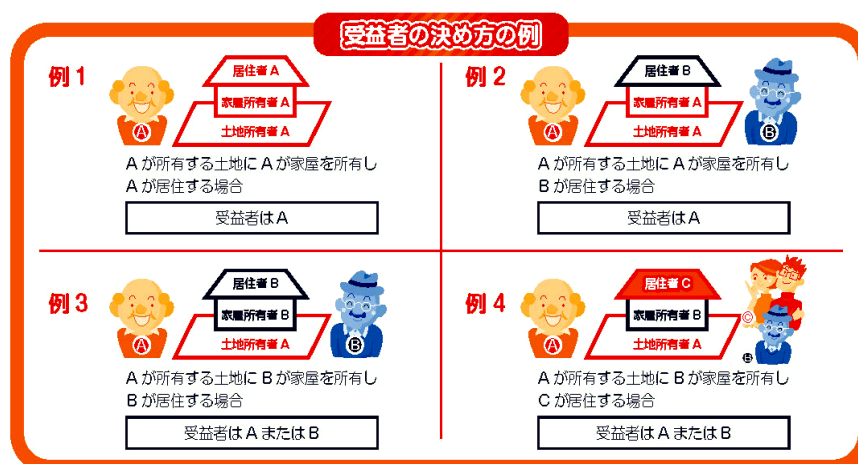
- 受益者負担金の賦課対象は、供用開始（下水道が使用できる）区域の土地に対するもので、取付管や汚水接続ます設置の有無によるものではありません。

受益者負担金が賦課される根拠

公共下水道は、街路や公園と同じく、都市計画事業として施行されます。そこで都市計画法第 75 条の規定に基づき定められた「尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」（昭和 46 年 12 月 27 日条例第 30 号）により、公共下水道事業区域内の受益者から事業費の一部を負担していただくことになっております。

受益者（受益者負担金を納めていただく方）

公共下水道が整備されることにより家庭や工場から排出される汚水が公共下水道に流入する区域、すなわち公共下水道の排水区域内に土地を所有している方が受益者となります。（下図の「受益者の決め方の例」をご参照ください。）この受益者が受益者負担金(以下「負担金」という。)を納めていただく方となります。



※その土地に地上権、質権、使用賃借、賃賃借などによる権利が長期間に渡って定められている場合は、その土地の権利者を受益者とする手続きもごさいます。

負担金の対象となる土地

公共下水道の排水区域内の土地は、全て対象となります。

なお、負担金は、その土地に対して、一度限り賦課されるものです。

※ 負担金の減免及び徴収猶予については39～41頁をご覧ください。

受益者は申告制です

あらかじめ、公簿で調べた土地の所有者に受益者や受益地面積などを記入した受益者申告書をお送りしますので、内容をご確認のうえ申告をしてください。

なお、受益者申告書が返送されないときは、内容に変更がないものとして土地所有者を受益者として認定し、賦課させていただきます。

単位負担金額

単位負担金額は、1平方メートル当たり677円です。

負担金の額

負担金は、所有する土地の面積に、単位負担金額を乗じて算出します。

【例】100㎡（約30坪）の土地を所有する場合は、

$$100\text{㎡} \times 677\text{円} = 67,700\text{円} \text{ となります。}$$

納付方法・納期

- (1)全額一括納付 (初年度6月の1回のみ)
- (2)分割納付4回払い (毎年6月の1回を4年間)
- (3)分割納付16回払い (毎年6、9、12及び2月の4回を4年間)

※(1)から(3)の3通りから選べます。

※前納報奨金制度はありませんので(1)から(3)で負担総額は同じです。なお、分割納付は口座振替をご利用いただくこともできます。

【 納付額の例 】

○16分割の額

$$67,700\text{円} \div 4\text{年} \div 4\text{期} = \underline{\underline{4,231\text{円}}}$$

○納付額

$$\underline{\underline{4,700\text{円}}} \text{ (1期)}$$

$$\underline{\underline{4,200\text{円}}} \text{ (2期から16期)}$$

○年間納付額

$$\underline{\underline{17,300\text{円}}} \text{ (1年目)}$$

$$\underline{\underline{16,800\text{円}}} \text{ (2年目から4年目)}$$

下水道整備工事から負担金の納付までの流れ

令和8年4月上旬	公共下水道事業説明会の開催及び 汚水接続ます設置申請書提出のご案内の発送 (春日井市から権利者へ封書でお届け)
令和8年5月8日(金) " 9日(土)	公共下水道事業説明会の開催日 (上条区集会場にて開催予定)
【必須】 令和8年6月30日(火)まで	汚水接続ます設置申請書の提出期限 (権利者から春日井市へ返信用封筒にて提出)
令和8年7月以降順次	汚水本管布設工事・汚水接続ます設置工事 (春日井市の発注を請け負った工事業者から 連絡があります)
令和8年12月下旬	受益者負担金制度・排水設備工事等個別相談会に 関する案内等の発送 (春日井市から権利者へ封書でお届け)
【任意申込み】 令和9年1月中旬	「個別相談会」の予約受付(お問合せフォーム、電話) 及び「受益者負担金制度・排水設備工事等」に関する 質問票の受付(郵送等)期限
令和9年1月30日(土)	公共下水道事業(受益者負担金制度・排水設備工事等) 個別相談会の開催日 (上条区集会場にて開催予定)
令和9年3月下旬	「公共下水道の供用開始のお知らせ」の発送 (春日井市から権利者へ封書でお届け)
令和9年3月末日から	宅内排水設備工事(公共下水道への接続)施工可能 (接続義務者;原則、建物所有者が自費で工事を発注)
令和9年4月上旬	「受益者申告書」の発送 (春日井市から土地所有者へ封書でお届け)
【必須】 令和9年4月30日(金)まで	「受益者申告書」の提出 (受益者から春日井市へ返信用封筒にて提出)
令和9年6月上旬	「受益者負担金納付通知書」発送 (春日井市から受益者へ封書でお届け)
【必須】 令和9年6月30日(水)まで	受益者負担金第1期納期限 (納付期限までに金融機関にて納付し、以降納期毎に 納付希望される方は口座振替申込書を提出)

※説明会・個別相談会は、諸般の事情により中止させていただく場合があります。

下水道使用料

宅内排水設備工事が完了し下水道の利用が開始されましたら、流れた汚水の量（下水道の使用水量）に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。お支払いいただいた下水道使用料は、家庭や事業所から排出される汚水をきれいな水にするために必要な浄化センターの維持管理費用などにあてられます。

下水道の使用料の決め方について

下水道の使用水量は、原則水道使用水量と同じとみなしますが、井戸水を使用される場合は次のように決めています。

使用形態	使用水量の算出方法（1か月）
水道水のみ使用	水道水の使用水量
井戸水のみ使用	6（m ³ /人）× 世帯人数
水道水と井戸水の併用	水道水の使用量 + 3（m ³ /人）× 世帯人数 [※] ※ 世帯人数の増減は届出が必要

下水道使用料の算定について

下水道使用料の算定は、月々の基本使用料と従量使用料を合計した金額になります。請求は2か月毎になります。

下水道使用料単価表（用途：一般用[※]）

	汚水量（m ³ ）	使用料（円、税抜）
基本使用料（1か月）		1,100
従量使用料 （1m ³ あたり）	1 ～ 10	25
	11 ～ 20	130
	21 ～ 30	140
	31 ～ 40	150
	41 ～ 50	160
	51 ～ 100	170
	101 ～ 200	180
	201 ～	190

※一般用とは

公衆浴場（銭湯）や工事などで臨時的に公共下水道を使用する場合以外のすべて

下水道使用料の納付

下水道使用料は、水道料金とあわせて2か月毎にお支払いいただくこととなります。
 なお、現在の水道料金のお支払いに口座振替またはクレジットカード継続払いをご利用の方は、下水道使用料も自動的に同じお支払い方法となり、水道料金と一緒に
 お支払いいただきます。

こんなときは市へ届出を

次の場合は使用者からの届出が必要です。

- ・ 下水道の使用を開始するとき …………… 公共下水道使用開始届
- ・ 下水道の使用を一時的に中止するとき …… 公共下水道使用休止届
- ・ 下水道の使用を廃止するとき …………… 公共下水道使用廃止届
- ・ 下水道の使用を再開するとき …………… 公共下水道使用再開届

下水道使用料早見表（用途：一般用、2か月単位、消費税込）

水量 (m ³)	使用料 (円)	水量 (m ³)	使用料 (円)	水量 (m ³)	使用料 (円)	水量 (m ³)	使用料 (円)
0	2,420	—	—	—	—	—	—
1	2,447	11	2,722	21	3,113	31	4,543
2	2,474	12	2,750	22	3,256	32	4,686
3	2,502	13	2,777	23	3,399	33	4,829
4	2,530	14	2,804	24	3,542	34	4,972
5	2,557	15	2,832	25	3,685	35	5,115
6	2,584	16	2,860	26	3,828	36	5,258
7	2,612	17	2,887	27	3,971	37	5,401
8	2,640	18	2,914	28	4,114	38	5,544
9	2,667	19	2,942	29	4,257	39	5,687
10	2,694	20	2,970	30	4,400	40	5,830

※ 詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

【使用料計算例】

一般家庭で2か月分の使用水量が33 m³の場合

1か月分の使用水量は……………33 m³÷2=16 m³余り1 m³

したがって

- ・ 検針日の属する月の前月分の水量 17 m³……………(a)
- ・ 検針日の属する月の水量 16 m³……………(b)

(a) の下水道使用料

基本使用料 = 1,100 円
 従量使用料 1 m³~10 m³ ……10 m³×25 円 = 250 円
 // 11 m³~17 m³ ……7 m³×130 円 = 910 円
 2,260 円 × 1.1 = 2,486 円 (円未満切り捨て)

(b) の下水道使用料も同様に計算し

2,130 円 × 1.1 = 2,343 円 (円未満切り捨て)

2か月分の請求額 (a) + (b) 4,829 円

私たちの下水道を大切に

公共下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。公共下水道は快適な生活環境をつくり出すための公共の財産です。公共下水道に汚水を流すときには、個人個人が十分に注意して使用しないと故障の原因となったり、設備の寿命を縮めることとなります。

台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう

野菜くずや残飯、てんぷら油などの食用廃油などを流さないようにしましょう。



水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう

水に溶けない紙やおむつ、タバコ、ガムなどを流すと詰まりの原因になります。また、流す水の量が少ないと、汚物が十分に流れずに詰まったり悪臭発生の原因となることがあります。



下水道に有機溶剤を流さないようにしましょう

ガソリン、オイル、シンナー、アルコール類などの揮発性の高い危険物を流すと汚水管内で爆発を起こす原因となったり、浄化センターの機能を低下させたりします。



ディスポーザー排水処理システムの設置について

ディスポーザー排水処理システム（以下、システム）は生ごみを投入する粉碎機だけでなく、粉碎した生ごみを処理する装置で構成されています。システムを設置すると生ごみの量を減らせる等のメリットがありますが、宅内排水管にごみが付着しやすく詰まりの原因になる、装置の定期的な点検・維持管理が必要等のデメリットもあります。

また、一定の性能基準を満たす必要があるため、システムを検討される場合は、事前にお問い合わせください。

（上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6418）

宅内排水設備の詰まり

市の管理する汚水接続ますより上流にあたる宅内側は、使用されている皆さんが管理する部分になりますので、詰まった場合は、春日井市排水設備指定工事店等にご連絡ください。

なお、春日井市排水設備指定工事店一覧表は13頁をご覧ください。最新の一覧につきましては、市のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

(上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6418)

- ・台所から出たところにある汚水ますが最も詰まりやすいので、1か月に1回くらいは清掃してください。
- ・食用油の廃油等、油脂類は直接流さないようペーパー等で吸い取り処分してください。

公共下水道の詰まり、下水道マンホール蓋のがたつき

宅地に設置された汚水接続ますより下流にあたる道路側は、市が公共下水道として管理していますので、汚水接続ますから汚水本管の間が詰まった場合は、ご連絡ください。

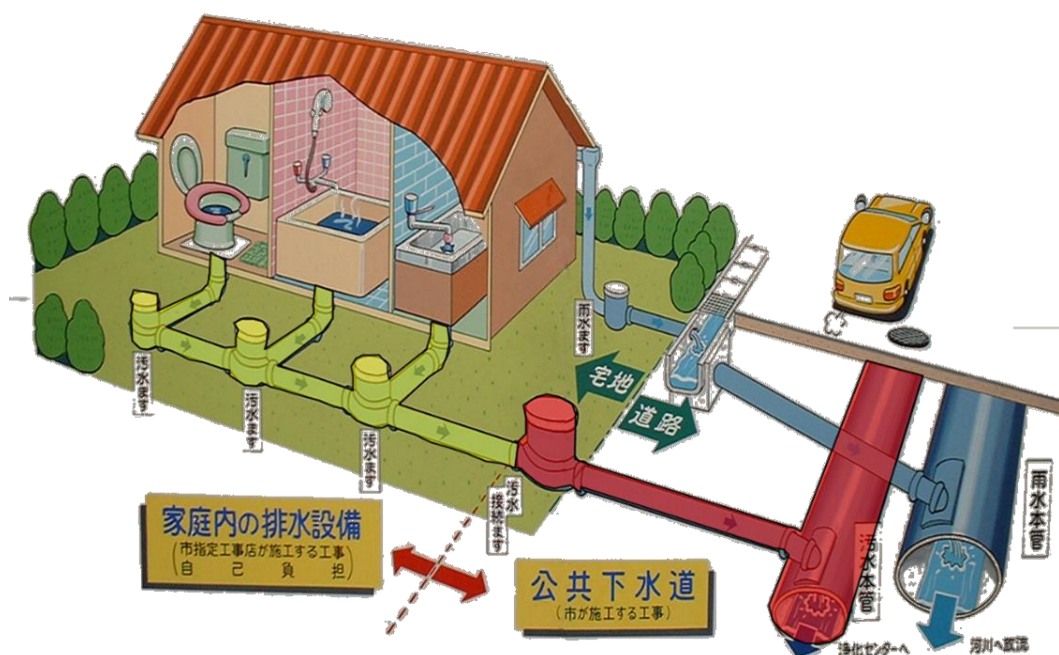
下水道マンホールの蓋のがたつき等の異変を発見した場合も、危険防止のためご連絡ください。

○ 平日 8時30分～17時15分

下水建設課 維持担当 TEL 0568-85-6368

○ 土・日曜日、祝休日、夜間、年末年始

市役所宿直室 TEL 0568-81-5111



よくある質問

下水道計画について

【問1】春日井市の下水道整備は何に基づいて進められていますか。

【答1】平成26年度に定めた「春日井市公共下水道事業計画」に基づき、上条地区の整備を進めています。

【問2】整備箇所の順番はどのように決められていますか。

【答2】人口密集地などの下水道の整備効果が高い区域を選定しています。

【問3】平成30年度から整備を進めている上条地区内での整備の順番は、どのように決められたのでしょうか。

【答3】上条地区の排水は南部浄化センター（松河戸町）で処理されることとなるため、上条地区の中で下流から整備を進める計画としています。

【問4】春日井市は何故分流式を採用したのでしょうか。

【答4】公共用水域の水質の保全にもっとも適しているため、採用しました。

公共下水道工事について

【問5】 下水道工事は1日でどれくらい進みますか。

【答5】 下水道管の埋設深や大きさ、道路の幅員、土質や地下水位の状況などにより変わりますが、1日に4～6メートル程度進みます。

【問6】 下水道工事は、なぜ何度も道路を掘り返すのですか。

【答6】 下水道管を埋設する道路には、水道管やガス管などが埋設されている場合が多くあります。特に道路が狭い場合には、これらの管を下水道管埋設の前に支障のない位置に動かしておく必要があるからです。

【問7】 水道・ガス管の移設工事のとき家庭の供給は止まりますか。

【答7】 一時的（数時間）に止まります。

【問8】 今回の工事は汚水本管と雨水本管を入れるのですか。

【答8】 その通りです。

【問9】 具体的な施工場所などの工事スケジュールを教えてください。

【答9】 市では週に1回、工事に関わる全ての業者と週間工程会議を行います。そこで、袋小路になっていないか等の交通規制を調整し、工事を施工する一週間ほど前には車両の出入りが支障となるような方には事前にご案内します。

【問10】 工事中は家への出入りに支障がでますか。また、工事中の交通規制に伴い、宅地への出入りは可能ですか。

【答10】 家への出入りは可能です。工事区間の内、約20メートル程度の規制区間が日々除々に移動します。規制に伴い出入りできなくなる宅地については、事前に施工業者が連絡するとともに、仮の駐車場を設けるなどして対処いたします。

【問11】 工事予定区域内で飲食店の経営をしています。工事期間中に「営業中」などの看板類を設置し、営業に支障のないよう協力してもらえますか。

【答11】 工事により営業に来たす支障を最小限とするよう、道路規制箇所等に看板類を設置することは可能です。

【問12】 敷地境界にコンクリート塀があり、基礎の大きさはわかりません。取付管は塀の下を通すのか、塀を壊すのかどちらになりますか。

【答12】 コンクリート塀の下を通すので、原則として壊したりはしません。ただし、施工が困難でやむを得ず塀等を壊す場合は、事前に協議を行い、施工します。

【問13】私道敷へ污水本管を布設してもらえますか。

【答13】 公共下水道の接続促進を図るため、一定の要件を満たしている私道については、申請により市が污水本管を布設する制度を設けています。詳細は市のホームページ「春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱」をご覧ください。

汚水接続ます設置について

【問14】 マンションの場合、汚水接続ます設置申請書への記名は入居者全員分必要ですか。

【答14】 管理組合の代表者の記名で問題ありません。

【問15】 汚水接続ます（以下「接続ます」）は、どこの位置に設置すればいいのでしょうか。

【答15】 合併浄化槽をお使いの場合は、宅地内の排水管が浄化槽に集中していますので、一般的には浄化槽の付近に接続ますを設置するのがよいと思います。単独浄化槽をお使いの場合は、風呂や台所などの雑排水がどこを流れているか確認していただき、流れの終点に設置します。汚水を集めるために排水管の工事が必要になる場合がありますので、事前に指定工事店に相談されるのがよいと思います。

【問16】 接続ます設置申請書の提出後に設置箇所を変えることはできますか。

【答16】 接続ますを設置する前に、申請いただいた接続ます設置申請書を基に、申請者と施工業者とで現場立ち合いを行いますので、そのときに変えることは可能です。立ち合いに際して、施工業者から申請者へご連絡しますので立ち合い時期の調整をお願いします。

【問17】 接続ますの設置位置の道路境界から50cmというのは、何に基づいて決められていますか。

【答17】 接続ますには取付管などの維持・管理の目的がありますので、市では道路境界から50cm以内のところに設置していただくようお願いしています。ただし、50cm以内のところに物理的に設置が困難な場合には、現場に合わせて対応させていただきます。なお、市では「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」を制定し、排水設備の整備促進並びに円滑な維持管理を図っています。

【問18】 道路と宅地に段差があります。このような場合でも接続ますを設置してもらえますか。

【答18】 段差がある場合においても、将来使用される際に支障のないように設置工事を行います。

【問19】 接続ますの設置工事について、施工の順番に融通は利きますか。

【答19】 なるべく要望を伺いますが、隣近所の状況により要望に添えないこともあります。家の近くを施工する際は、およそ1週間前には業者から連絡します。

【問20】 浄化槽のところに接続ますを設置する際、浄化槽撤去後の接続ます設置は個人負担となりますか。また、個人負担となる場合、減免措置はありますか。

【答20】 浄化槽撤去後の接続ますの設置費用は個人負担となります。減免措置等の制度はありません。

【問21】 接続ます設置箇所がコンクリート若しくはタイル張りですが、接続ます設置後はタイルを復旧してくれますか。

【答21】 接続ます設置後は、地表面をコンクリートにて復旧します。タイルについては、宅内排水設備工事の際に個人にて復旧をお願いします。また、植木・ガス・水道等の宅地内の移設につきましても、同様に個人負担をお願いします。

【問22】 商店・工場など、車が頻繁に出入りしたり、重い車が乗る所に接続ますを設置する場合、荷重に耐えられますか。

【答22】 このような場合は、個人負担で鉄製の蓋に取替えていただくことが可能です。標準の蓋との差額を個人負担していただくこととなります。なお、市で設置する蓋は塩化ビニル製で、普通車の荷重まで耐えられます。

【問23】 更地等で排水の利用形態が決まっていない土地について、接続ますは下水道整備工事完了後でも設置してもらえますか。

【答23】 下水道整備工事完了後の設置費用は個人負担となりますので、工事期間中に申請をお願いします。設置箇所については、下水建設課にご相談ください。

【問24】 個人負担で接続ますを設置する場合、下水道整備工事期間中と完了後では負担する費用は大きく変わりますか。

【答24】 下水道整備工事期間中に接続ますの設置申請をしていただくと、工事終了後に個別に設置するよりも費用を抑えることができる場合もありますので、下水建設課にご相談ください。

【問25】 土地の面積が2,100㎡ですが、接続ますは何個付けられますか。また、権利分の個数を設置しないといけませんか。

【答25】 土地の面積が2,100㎡の場合、5個まで設置できますが、全部設置する必要はありません。申請が1個なら1個設置します。詳細は市のホームページ「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」をご覧ください。

【問26】 1個の接続ますに、複数の排水管を接続できますか。

【答26】 1個の接続ますに複数の排水管を接続することは可能です。

【問27】 家の排水管がどうなっているかわかりません。申請書にはどのように書けば良いですか。

【答27】 トイレ・風呂・浄化槽などわかっている部分を書いて提出してください。

【問28】 下水道への切り替え義務が建物所有者にあるとの事ですが、建物所有者に通知は送られますか。

【答28】 公簿確認を行い土地所有者及び建物所有者へ供用開始のお知らせをお送りします。また、送付後に下水道への切り替え工事が行われていないお宅には、個別に訪問しています。

【問29】 市負担で接続ますを設置できない場合の条件はありますか。

【答29】 市負担による設置ができない場合は次のとおりです。詳しくは下水建設課にご相談ください。

- (1) 市からの設置申請書の送付を受けても、汚水接続ます設置の申請をしなかった場合。
- (2) 地積が30平方メートル未満の土地。
- (3) 春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱の許可を受けた者が設置しようとする場合。
- (4) 汚水接続ます設置申請の同意を得られない場合。
- (5) 隣接土地との境界が定かでなく、境界付近に設置しようとする場合。

(春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準第5条)

【問30】 土地の面積が450㎡で2筆に分かれている更地ですが、接続ますは2個付けられますか。また、その土地に接続ますを設置できる個数の権利を他の土地に移すことは可能か。

【答30】 土地が2筆に分かれていても土地が隣接し一体の土地とみなせる場合は、土地の面積を合計した450㎡とみなします。この場合、500㎡以下であるため1個になります。また、他の土地に接続ますの設置個数の権利を移すことはできません。詳しくは下水建設課にご相談ください。

【問31】 土地が道路に接していない場合、接続ますの設置はどうなりますか。

【答31】 崖地、低地、公道に接していない等により、下水道整備工事時点において宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地などは、接続ますの設置を保留できる場合があります。詳しくは下水建設課にご相談ください。

宅内排水設備工事について

【問32】 公共下水道はいつから使用できますか。

【答32】 供用開始日（公共下水道がご利用になれる日）から使用できます。供用開始日は、下水道整備工事が終わり、公共下水道を皆さんがご利用できるようになると、告示や文書でお知らせします。

【問33】 浄化槽等から下水道への切替はいつしなければならないのですか。

【答33】 公共下水道が整備されると、くみ取り便所、浄化槽を廃止して下水道に接続することが下水道法の規定により義務づけられています。また、風呂・台所・洗濯等の生活排水も下水道に接続しなければなりません。下水道を使っていただける状態になりましたら「供用開始の通知」を送らせていただきますので、浄化槽の場合は「1年以内」、くみ取りの場合は「3年以内」に公共下水道への接続をお願いしております。将来にわたる、公共用水域の保全等をご理解いただき早期に接続いただきますようお願いいたします。なお、下水道に接続していただくまでは浄化槽等からの排水につきましても定期的な点検・清掃等を必ず行っていただきますようお願いいたします。また、接続時期等は、工事費用のご負担が発生しますので、ご家庭の事情を考慮させていただきながら、未接続の家屋所有者宅を年1回訪問し、状況確認をさせていただきます。なお、無利息の「水洗便所改造資金貸付制度」もありますのでご利用ください。

【問34】 宅内排水設備の設置義務者は誰ですか。

【答34】 下水道法により建築物の敷地である土地にあっては当該建築物の所有者、建築物の敷地でない土地にあっては当該土地所有者の方が義務者となります。

【問35】 下水道への接続は義務ですか。

【答35】 下水道法で「公共下水道の供用が開始された場合においては、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない」とされています。

【問36】 下水道への接続をしない場合の罰則規定を教えてください。

【答36】 規程上は下水道への接続義務を履行しない場合、公共下水道管理者は必要な措置を命令することができることとされており、この命令に違反した場合には懲役又は罰金の罰則がございます。（下水道法第38条第1項、第46条）

【問37】 宅内排水設備設置工事費はいくらくらいかかりますか。

【答37】 排水設備の設置工事費は、建物と道路までの距離、宅地内のトイレ・風呂・台所の位置、立木の迂回が必要など、排水管の距離やますの個数によって変わってきます。また、コンクリートやタイルなどの復旧の有無やその範囲、さらには施行するにあたってフェンスなどの外構の撤去復旧が発生するなど、各家庭により条件が大きく異なります。このため、工事費の相場を把握するために、複数の工事店の見積を比較した上で工事店を決定することをお勧めしています。なお、市条例で排水設備の設置工事は、「指定工事店」でしか施工できないと決まっておりますので、工事の依頼は指定工事店でお願いします。また、見積料や出張料が発生する場合がありますので前もって確認してください。工事費用は自由価格のため市で設定しているものではありませんが、令和3年度から令和6年度の間には水洗便所改造資金貸付制度をご利用されたかたの見積額（集合住宅及び事業所等の工事費を除く）より、

- ・ 合併処理浄化槽から公共下水道への接続工事費 30万円～100万円
- ・ 単独処理浄化槽から公共下水道への接続工事費 50万円～100万円
- ・ くみ取り便所から公共下水道への接続工事費 50万円～100万円

と金額に幅があることがわかっています。これに加え、直近の経済状況（人件費・原材料費などの上昇）の影響を受け、過去の工事と同程度の規模であっても工事費用が大きくなることがあると考えます。

【問38】 排水設備工事に伴い、トイレが使えなくなりますか。

【答38】 浄化槽の近くまで宅内排水管を施工した後、最後に浄化槽の撤去、トイレや風呂、汚水接続ますへの接続を行うので、トイレが使えなくなるのは、この時の半日程度になります。

【問39】 既存の排水管はそのまま使えますか。ますから臭うことはありませんか。

【答39】 雨水の混入の有無、必要なますがあるか、管の勾配が適正かなどの基準を指定工事店が確認し、問題がなければ既存の排水管を使用出来ます。悪臭については、汚水の蓋は密封構造になっているので臭うことはありません。

【問40】 下水道への切替時の浄化槽の処理方法はどうすれば良いですか。

【答40】 浄化槽の処理方法は、すべて撤去してしまう方法、浄化槽を洗浄した後、底部に穴を開けて上だけを撤去して残りは埋めてしまう方法、雨水貯留施設^(注)に改造して転用する方法の3つを紹介しています。どの方法をとるかは個人にお任せしています。

（注）雨水貯留浸透施設設置補助制度があります。詳しくは市ホームページ（河川排水課）をご覧ください。

【問41】 合併浄化槽と単独浄化槽の違いはなんですか。

【答41】 合併浄化槽は、トイレの汚水だけでなく風呂や台所などの汚水・雑排水も処理（浄化）する浄化槽です。単独浄化槽は、トイレの汚水のみを処理（浄化）する浄化槽で、台所や風呂の排水は、雨水とともに側溝等へ放流されます。

下水道への切替を行なう場合、一般的には、合併浄化槽から下水へ切り替える場合は、浄化槽より上流の排水管を使用できるため、費用が抑えられます。単独浄化槽の場合は雨水と汚水を分ける必要があるため、合併浄化槽と比較して費用が高くなります。

【問42】 雨水排水の工事は必要ないですか。

【答42】 既に雨水のみを単独で道路側溝に流している場合は、新たに雨水排水の工事は必要ありません。汚水と雨水が混在している場合は、それぞれを分離する必要があります。まずは、汚水に雨水が混入していないかチェックしてください。

【問43】 汚水接続ますを設置したあと清掃は必要ですか。

【答43】 一般家庭でも、宅内排水設備が詰まったりする事があります。このため、特に台所周辺のますは月に1回程度は点検していただくようお願いします。

詳しくは22頁、23頁の「私たちの下水道を大切に」をご覧ください。

【問44】 汚水とはトイレの水以外にどんなものがありますか。

【答44】 汚水とは雨水以外のもので、基本的には蛇口から出た水は汚水と考えていただいて構いません。ただ、ガーデンパン等で、屋根がなく雨水が混入する場合は浸透ますを経由してから雨水管に、屋根があつて雨水が混入しない場合は污水管に接続するようお願いしています。



【問45】 トイレからの汚水だけを公共下水道に流すことはできますか。

【答45】 汚水の一部のみを公共下水道に流すことは、下水道法の観点からも認められません。

【問46】 雨水と汚水を分離する必要があると言われたが、隣地との距離がなく、新たに排水管を設置するスペースがない場合はどうすればよいか。

【答46】 原則地中に入れる排水管ですが、設置するスペースがない等のやむを得ない場合、排水管を家の壁や基礎部分に露出したまま設置する方法もありますので、一度指定工事店に相談してみてください。

指定工事店について

【問47】なぜ指定工事店でないと施工できないのですか。

【答47】排水設備が適切に施工されないと、汚物が詰まって排水が逆流する、悪臭が発生するなど生活に影響が出てしまいます。また一方で、排水設備は皆さんの私有財産ですが、そこから排水される汚水は市の施設である公共下水道に直接影響を及ぼします。このため、排水設備の設置や構造に関しては、法律や条例等により一定の基準を定め、それを施工する施工者に、排水設備を設置する皆さんだけでなく、公共下水道管理者からも、知識、設計・施工に関する技術力、信用性等を求めています。

以上のことから、公共下水道管理者である市は、一定の要件を満たしたものを排水設備指定工事店として指定し、排水設備に関する工事は指定工事店でなければできないものとしています。

【問48】指定工事店はいつまでに決めれば良いですか。

【答48】下水道整備工事が終わったあと、「供用開始の通知」をお届けしますので、そのあとに指定工事店を決めて排水工事を実施して頂ければ結構です。また、汚水接続ますの設置位置で排水設備工事の金額が変わる可能性がありますので、下水道整備工事に伴う汚水接続ます設置申請の時点から見積を取る等、準備しておくことをお勧めします。

【問49】指定工事店が多数ありますが、どこに頼めば良いですか。

【答49】指定工事店は、全て愛知県の排水設備工事責任技術者試験に合格した責任技術者が専属していますので、どの工事店を選んでも一定の技術が確保されています。排水設備工事店同士の自由競争の観点から、市から金額に対して指導はしていませんので、後々の維持管理や、担当者の人柄等を考慮して指定工事店を選定していただければよいと思います。

【問50】指定工事店は、どうやって選べばよいのでしょうか。

【答50】料金を比較して選ぶ方法のほかに、工事の内容や見積書の内訳を見て選ぶ、後々のメンテナンスを考えて住まいの近くから選ぶ、先に施工した地域のお知り合いから評判を聞くなどのアフターメンテナンスを重視した選び方や、家屋を建築したハウスメーカー等から紹介を受けるなどがあります。

【問51】市から指定工事店を紹介してもらうことはできませんか。

【答51】市から皆さんへ指定工事店を紹介することは、他の工事店の機会を奪うこととなり、一部の指定工事店への利益供与となってしまいます。また、健全な競争原理が崩れ、結果的に工事を依頼する皆様に不利益となってしまいうことになります。このため、市から指定工事店を紹介することはできません。

【問52】複数の指定工事店に見積もりを取ると、値段に差がでるのはなぜですか。

【答52】指定工事店によって会社の事業規模や、従業員の雇人数が異なり経費に関する考えが異なります。さらに資材の仕入れ先も工事店によって異なっています。また、工事の方法についても、敷地内を掘削するのに機械を使うか人力でおこなうか、何人の人員を配置するかなど、それぞれ考え方が異なります。このように、同じ排水管の工事でも、見積もりを取ると値段が異なってきます。

近隣の方と見積もり金額に差がでるのは、各家により風呂・トイレ・浄化槽の位置が異なる、宅盤の高さが異なっているなど、工事の内容が異なるからです。

【問53】市で標準的な価格設定をすることはできませんか。

【答53】市で標準的な単価を設定することは、平成8年に国から「指定工事店間の競争による自由な価格設定を阻害し、独占禁止法との関係において問題を生じさせる恐れがあることから、これを行わないこと」との通達が出されているためできません。費用については、複数の業者から見積もりを取っていただき、比較検討されることをおすすめします。

水洗便所改造資金貸付制度について

【問54】 どんな制度ですか。

【答54】 既存のくみ取り便所、浄化槽便所の汚水等を公共下水道に接続するために必要な工事費用を申請者に貸付する制度です。償還方法は口座振替により行い、引落日は毎月28日となります。

【問55】 この制度のメリットは何ですか。

【答55】 利息が無利息であることです。返済期間は4年間（48か月）で、均等月賦返済です。

【問56】 借りられる金額はいくらまでですか。

【答56】 貸付限度額は大便器の数によって決まります。

くみ取り便所の改造は、大便器1施設につき60万円、浄化槽便所の改造は、大便器1施設につき40万円です。限度額と実際にかかった工事費用を比較し低い方の金額を借りることができます。

例えば、浄化槽便所が2つで、工事費用が75万円の場合は、限度額80万円（40万円×2）と工事費用75万円を比較し、貸付額は75万円となります。

【問57】 申請する場合はどうしたらいいですか。

【答57】 貸付の申請は指定工事店を通じて行いますので、工事申込の際に指定工事店へ「貸付を利用したい。」とお申しつけください。なお、申請は工事着手前に行う必要があります。工事着手後の申込は受付できませんので、ご注意ください。

【問58】 準備しておく書類はありますか。

【答58】 申請者と連帯保証人の方は次の書類が必要となります。

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 申請者（施主） | 1 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） |
| | 2 市税の滞納がないことの証明（発行から1か月以内のもの） |
| | 3 償還能力を確認できる次の書類
（次のいずれか1つ。発行できる最新年度のもの）
所得課税証明書、源泉徴収票、確定申告書(控)の写し |
| | 4 振替口座のお届け印（印鑑レス口座の場合は不要） |
| 連帯保証人 | 1 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） |
| | 2 市税の滞納がないことの証明（発行から1か月以内のもの） |

受益者負担金について

【問59】 受益者負担金制度採用の理由は何ですか。

【答59】 公共下水道事業は、道路や公園などの施設とは違い、それが整備されることにより利益を受ける人が限定されるため、事業費の一部を負担していただくことにより、利益を受けない区域の住民との負担の公平を確保することにあります。

【問60】 受益者負担金の賦課対象区域となる条件はどのようなものですか。

【答60】 受益者負担金の賦課対象区域を毎年度の当初に公告しますが、公告の日において事業が着手され、又は公共下水道の供用が開始されている区域であることが条件となります。

【問61】 公共下水道整備は、公費負担で行うべきではないでしょうか。

【答61】 公共下水道事業は一般の公共施設や道路や公園のようにだれでも利用するものと異なり、汚水の排除を目的としているため、受益者が土地所有者や権利者に限定されているという特徴があります。そのため、公共下水道整備を税金だけでまかなうと、公共下水道が整備されていない区域の方々に不公平な負担が生じてしまいます。そこで、公共下水道を利用できる受益者に負担金を納付いただくことで、公共下水道整備費の一部に充て、負担の公平を図っています。

【問62】 単位負担金額はなぜ1㎡あたり677円なのでしょう。

【答62】 単位負担金額は条例で定めています。昭和44年に国より負担率は総事業費の1/5から1/3の範囲内において条例で定めるという通知があり、市ではこれを受けて昭和46年に条例において1/4で負担率を設定し、議会の承認を受けました。これにより出川地区（当時）の単位負担額が677円と算出されていました。上条地区の算出にあたり市内同一単価とするため、平成29年に条例で定める負担金の額を「総事業費の1/4」から「所有する土地1㎡あたり677円」に変更しました。

【問63】 土地の所有者と権利者がいる場合、受益者は、誰になりますか。

【答63】 原則的には、公共下水道の排水区域内の土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地が地上権、質権または使用貸借あるいは賃貸による権利（一時使用は除く）の目的となっている場合については、所有者と権利者の双方で協議のうえ、決定してください。

【問64】 受益者の申告は誰が提出するのですか。

【答64】 申告書の用紙は土地の所有者にお送りします。土地の所有者が受益者になる場合には、その土地の所有者が申告してください。土地所有者と受益者（権利者）が別の人である場合には、受益者（権利者）と連署のうえ、土地所有者が申告してください。

【問65】 申告をしない場合はどうなりますか。

【答65】 皆様のご協力で公共下水道整備を進めてまいりますので必ず申告書のご提出をお願いいたします。どうしても申告書がいただけない場合は、受益者負担に関する条例施行規程第4条により市長が認定し、土地の所有者が受益者となります。

【問66】 土地所有者と権利者の間に、相続などにより、その土地について係争中のときは、市は調停してくれますか。

【答66】 個人同士の権利の生ずる問題に市が介入することはできません。この場合、負担金の賦課を保留にすることはできませんので、土地所有者や代表者に申告していただき受益者を決定しますが、係争が解決するまで負担金の徴収を猶予しますので「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を提出していただくこととなります。

【問67】 土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となるのですか。

【答67】 共有している人全員が受益者となり、連帯して負担金を納付する義務がありますが、その中から共有代表者を選んだうえで、申告していただくこととなります。納付書等は、その代表者に送付させていただきます。

【問68】 分譲マンション等の区分所有物件の場合は、誰が受益者となるのですか。

【答68】 分譲マンション等の区分所有物件の受益者負担金は、管理組合（または管理会社）を受益者として建物1棟分まとめてのご対応をお願いしています。受益者の申告や負担金の納付の時期になりましたら、市から管理組合（または管理会社）へ手続き等のご案内をさせていただきます。

【問69】 借家人は受益者となることはできないのですか。

【答69】 借家人の同意があれば受益者となることは可能です。受益者となる借家人と土地所有者の連署のうえ、土地所有者が申告してください。

【問70】 受益地が亡くなった人の名義になっており、まだ相続登記が完了していない場合は誰が受益者ですか。

【答70】 遺産分割協議等により確定した相続人で協議のうえ、受益者を決定し、申告ください。

【問71】負担金の納付期間内（4年）に受益者を変更する場合は、どうなりますか。

【答71】土地の売買、相続、使用賃借などにより受益者を変更する場合は、10日以内に「下水道事業受益者異動申告書（変更前・変更後両者の署名が必要）」を提出していただきます。申告の日までに納期に至っている分は、変更前の受益者に納めていただき、提出後の納期分から新しい受益者に納めていただくこととなります。

なお、異動届の申告をされない場合は、引き続き、従前の所有者（受益者）に負担金の納付をしていただくこととなります。また、一度負担金を納めていただいた土地については、所有者が変わっても再度負担金が発生することはありません。

【問72】負担金の額は、なぜ土地の面積に応じて計算されるのですか。

【答72】受益者負担金は、税金や使用料のように毎年の現況・使用の実態に基づき賦課されるものではなく、下水道の整備にあたり一度限り賦課されるものです。負担額の算定の基準として、土地の面積を用いますが、これは、時間の経過による変動のない土地の面積に応じて負担していただくことが、長期的にみて公平な方法と考えられるためです。

この他の、建物を基礎とする場合では、建物面積や新築、増築、取壊し等で賦課額が変わり、また、世帯人数を基礎とする場合では、転入や転出などの異動が生じやすいなど、算定の条件変化が起きやすく、公平性を欠くことになり、受益者負担金の算出には適さないと考えています。

【問73】私道にも負担金はかかりますか。

【答73】私道は将来宅地になることも考えられますので、負担金を賦課しています。ただし、公道から公道へ通じる公共性の高い私道敷等で一定の要件を備えている土地については、負担金を減免できる場合もありますので、市へ相談のうえ負担金の減免申請をしてください。

【問74】私道について負担金が減免されない場合は誰が負担するのですか。

【答74】私道については賃借権、地上権、使用賃借等の権利がついている場合には、一般の場合と同じくそれら権利者に負担していただきます。

そのような権利がない場合は、土地所有者に負担していただきます。

【問75】負担金の徴収時期と支払方法はどうなりますか。

【答75】「受益者負担金納付通知書」は6月上旬に発送いたします。負担金は4年間で納めていただきますが、さらに1年を4期（6月、9月、12月、翌年2月）の延べ16回に分けて市税などと同様に出納取扱金融機関等で納めていただくこととなります。支払方法は納付通知書による支払と口座振替による支払があります。なお、納付通知書では全額を一括で納付することもできます。

【問76】 受益者負担金は口座振替での支払いは可能ですか。またコンビニで納付することは可能ですか。

【答76】 口座振替の利用を希望される方は、6月上旬に発送される「受益者負担金納付通知書」に同封される「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。登録完了後「口座振替確認通知書」を発送します。振替は事務手続きの都合上、開始までに2か月程必要となります。そのため、賦課初年度の1期分は納付通知書で納めていただくこととなります。口座振替の引落日は納期月の28日となります。なお、コンビニ収納はご利用いただけません。

【問77】 受益者負担金を1年目に期別納付した場合に、2年目で残りを一括納付することはできますか。

【答77】 納付書にて1年目に4年分一括以外で納付いただいた場合、2年目は残りの3年分一括、その年の1年分一括、各期別のものをお送りします。その時のご事情で納付いただければ結構です。なお、口座振替を利用されている場合は、口座振替で残りを一括納付することできません。

【問78】 負担金の徴収が猶予されるのは、どんな場合ですか。

【答78】 以下の表により徴収が猶予されることがあります。そのような場合には、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」により申請してください。

なお、徴収猶予は支払い期限を先送りするものであり、減免（減額や免除）ではありません。また、猶予期間中の延滞金は発生しません。

【受益者負担金徴収猶予基準表】（尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第3項）

徴収猶予の対象となる受益者	徴収猶予の期間	徴収猶予の額
係争地に係る受益者	受益者の決定（判決）の日まで	全額
生産緑地法（昭和49年法律第68号）の規定に基づき保全する農地として指定を受けた土地に係る受益者	生産緑地の指定解除の日まで	全額
崖地、低地、狭小地、公道に接していない等により、現時点で宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地に係る受益者	当該土地の宅地化又は公共下水道の利用が可能と認められるまでの期間	全額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	1年以内	全額

【問79】負担金が減免されるのは、どんな場合ですか。

【答79】以下の表により一定の割合で減免されることがあります。そのような場合には、「下水道事業受益者負担金減免申請書」により申請してください。

【受益者負担金減免率表】（尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第3項）

該当する受益者	減額又は免除の対象となる主な土地	該当する主な用途	減ずる割合(%)
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	庁舎	50
		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園	75
		警察法務収容施設	75
		病院	25
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	社会福祉事務所、授産場、共同浴場、母子生活支援施設、保育所、児童福祉会館、老人ホーム	75
	有料の職員宿舎の土地		25
	無料の職員宿舎の土地		それぞれ付属する施設と同じ
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	印刷局特別会計に属する行政財産	25
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	（事業決定されたものに限る。）	道路、河川、堤防、水路、公園、広場等公衆の自由使用に供されるもの	100
公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			100

該当する受益者	減額又は免除の対象となる主な土地	該当する主な用途	減ずる割合 (%)		
その他の状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地（管理者職員の住所に使用する敷地を除く。）		75		
	宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する神社、寺院、教会等の宗教法人が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地	墓地		100	
		境内地		50	
	地方公共団体が設置する社会教育施設用地	公民館、図書館、博物館、青年の家、体育館		75	
	鉄道用地	(1) 駅前広場		100	
		(2) 道路、水路敷地		100	
		(3) 線路敷地		75	
		(4) ホーム敷地	建造物のない場合		75
			建造物のある場合		25
		(5) 駅舎等敷地		25	
	私道 (1) 職権で認定するもの (2) (1) 以外の私道	(1) 公道から公道に通ずる道路で一般の通行の用に供している私道		100	
				その都度認定	
	消防団が所有又は使用する消防用備品等の格納に係る土地			100	
町内会等が運営管理する公民館集会所用地			75		
その他市長が特に減免する必要があると認めた土地			その都度認定		

【問80】 分割の特例とはどんな制度ですか。

【答80】負担金は総額を4年間の16分割でのお支払いとなりますが、同一年度に賦課決定される負担金に係る土地の合計地積が、次の条件を満たしている場合は、申請により8年間の32回の分割とすることができます。その場合は、「下水道事業受益者負担金分割特例申請書」により申請してください。

(1)受益者が法人の場合 10,000㎡以上

(2)受益者が法人以外の場合 2,000㎡以上

【問81】 既に浄化槽があり水洗便所になっていても、負担金は払わなければいけないのですか。

【答81】受益者負担金は公共下水道建設に要する費用の一部を負担していただくものであり、公共下水道の接続及び利用の有無にかかわらず受益者の方には法的に納付の義務が発生いたします。

【問82】 田、畑、駐車場も負担金が賦課されますか。

【答82】負担金は、公共下水道が整備される区域内の全ての土地が対象となります(ただし道路、公園、河川などの公共用地を除く)。

現状が農地や駐車場であったとしても、下水道整備から受ける土地の付加価値が向上することにおいて変わりはなく、他の土地と受益は等しいため、負担金を賦課させていただくこととしております。ただし、生産緑地指定地については、申請により徴収猶予制度を受けることができます。

なお、徴収猶予は支払い期限を先送りするものであり、減免(減額や免除)ではありません。また、猶予期間中の延滞金は発生しません。

【問83】 保留ますの承認を受けている土地でも受益者負担金は支払わないといけませんか。

【答83】該当地が保留ますの承認を受けている場合でも受益者負担金は支払う必要があります。ただし、保留ますの承認を受ける理由(生産緑地・狭小地・無道路地等)によっては、徴収猶予の申請をすることで徴収が猶予される場合があります。

なお、徴収猶予は支払い期限を先送りするものであり、減免(減額や免除)ではありません。また、猶予期間中の延滞金は発生しません。

【問84】負担金を払わなかった場合は、どうなりますか。

【答84】負担金は、都市計画法第75条と市の尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、受益者に納付していただくものです。負担金を滞納した場合には、国税の滞納処分と同様に取り扱うこととなります。

また、納期限内に納付されないときは、条例により督促状の送付、延滞金の加算などを行いますので、期限内に納付してください。

【問85】負担金を納めた場合、税の控除は受けられますか。

【答85】都市計画法の規定に基づいて賦課される負担金で、業務（営業に使用している部分）に係るものは、一定の基準により必要経費に算入することができるとされています。詳しいことにつきましては、税務署にお尋ねください。

【問86】受益者負担金を一括で支払った場合、割引きはありますか。

【答86】割引きはありません。過去には前納報奨金制度がありましたが、市税同様に平成19年度から廃止となりました。

【問87】負担金を払った場合、宅内排水設備の工事を市や指定工事店がやってくれますか。

【答87】負担金は宅内排水設備の工事費用ではありません。市は、公道内の汚水本管と各宅地に接続ますを設置する工事を行います。宅内排水設備工事は行いませんので、ご自身で指定工事店をお手配のうえ、自己負担で工事をお願いします。

なお、工事の資金につきましては、無利息の「水洗便所改造資金貸付制度」がありますので、ご相談ください。

下水道使用料について

【問88】 公共下水道の使用は有料ですか。

【答88】 下水道使用料は、水道使用量に応じて、水道料金とあわせて徴収します。下水道使用料については、下水道法第20条で規定されており、市の下水道条例第13条にも同様の規定があります。なお、下水道使用料は下水道使用の対価として納めていただくもので、公共下水道施設の維持管理経費にあてられます。

【問89】 井戸水を使用している場合の下水道使用料はどうなりますか。

【答89】 世帯人数に月6m³を乗じた数値を下水道使用量として料金を計算します。また、水道水と井戸水を併用されている場合は、世帯人数に月3m³を乗じた数値と水道使用量の合計を下水道使用量として料金を計算します。世帯人員の増減があった場合は届出が必要となります。

【問90】 庭への散水に使った水等も使用料に含まれますか。

【答90】 下水道使用料は水道の使用水量を基準としています。従って、散水に使われた水も使用料として請求されます。

【問91】 下水道へ接続後は、いつから下水道使用料を支払うのですか。また、どのように支払えばよいですか。

【答91】 下水道使用料は、下水道を使用開始するときに、市へ下水道使用開始届の提出が必要となります。開始届に記入されている使用開始日から下水道使用料の計算がされます。請求は水道料金と同時にされるので、下水道使用料の金額は2か月に1度発行する検針伝票でご確認ください。

支払方法は、納入通知書による方法（金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで支払可能）、口座振替及びクレジットカード継続払いによる方法があります。現在水道料金を口座振替及びクレジットカード継続払いでお支払いいただいている場合、請求は水道料金に下水道使用料が合算して請求されますので、お支払い方法の手続きを改めて行う必要はありません。



(電話でのお問い合わせ先)

お問い合わせ内容	担当課・電話番号
下水道計画に関すること	上下水道経営課 計画担当 TEL 0568-85-6347
下水道工事に関すること	下水建設課 工事担当 TEL 0568-85-6356
下水道の維持管理に関すること	下水建設課 維持担当 TEL 0568-85-6368
宅内排水設備に関すること	上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6418
水洗便所改造資金貸付制度に関すること 受益者負担金に関すること	上下水道業務課 料金管理担当 TEL 0568-85-6349
下水道使用料に関すること	上下水道業務課 料金管理担当 TEL 0568-85-6346

(全課共通のお問い合わせ先)

FAXでのお問い合わせ	Fax 0568-85-6258
メールでのお問い合わせ	お問い合わせ専用フォーム 